

## クラブハイランド 会員規約

### (趣旨)

この会員規約（以下「本規約」）は、株式会社ハイランドセンター（以下「弊社」）が提供する会員制度「クラブハイランド」（以下「本会」）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとします。

### 第1条（目的）

本会は、ハイランドセンター施設を利用するゴルファーへの各種料金割引提供と、会員相互の交流に寄与することを目的とする。

### 第2条（会員規約）

本規約は、弊社が提供するサービスを、会員において利用する一切の場合について適用するものとし、当会に入会した会員は、本規約の内容を承諾したものとみなします。

### 第3条（会員）

本会の会員は以下の条件を満たすものとする。

- (1) ゴルファーであること
- (2) 次に掲げる方法により入会手続きを行い、規定する年会費を納めた者

### 第4条（入会方法）

本会への入会の方法は、本会ウェブサイトまたはフロント端末において、所定の操作手順により申込を行い、年会費をクレジットカードで支払う。

2 会員の有効期間は、入会手続きを行い年会費を納めた日から1年が経過した月の前月末日までとする。

### 第5条（年会費等）

本会の登録料・年会費は別に定める。なお、納入された年会費は、原則として返還しない。

### 第6条（更新及び退会）

会員は、第4条第2項に規定する有効期間の満了日までに以下の手続きを行うことにより、会員の有効期間を更新することができる。

#### クレジットカード払い・口座振替による継続手続き

入会時にクレジットカード・口座振替を使用して支払いをしたものは、有効期間満了月の10日までに、Webサイトにて更新をしない旨の手続きを行わなければ、自動更新となる。なお、前条に規定する年会費は、前回入会時に使用したクレジットカード・口座により決済す

る。

2 会員は、申し出によりいつでも退会することができる。この場合において、納入された年会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

3 第1項に規定する期間内に所定の更新手続きを行わなかった会員については、有効期間満了日をもって退会したものとみなす。

#### 第7条（特典）

本会の会員の特典は、以下のとおりとする。

- ・入場料・練習ゴルフボール料の割引提供
- ・ハイランドセンター主催の各種イベントへの参加

上記に記載の無いものについては、本会が別途定めるものとする。

#### 第8条（届出事項）

会員は、住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更があった場合は、直ちに弊社に報告し、変更手続きを行わなければならない。

2 前項の規定による報告がないために生じた会員の不利益又は損害については、弊社は、一切の責任を負わない。

#### 第9条（会員証、ログインID及びパスワード）

弊社は会員に対しログインID及びパスワードを付与する。なお、その管理は会員自身が責任を持って行うものとし、管理を怠った場合に発生した損害について、弊社は一切責任を負わない。

2 ログインID及びパスワードは、理由のいかんを問わず、他人に譲渡又は貸与してはならない。

#### 第10条（会員資格の停止及び取り消し）

弊社は、会員が次のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の資格を停止し、又はこれを取り消すことができるものとする。なお、これにより、当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、弊社は一切責任を負わない。

- (1) 本会及び弊社の運営を妨害する行為があった場合
- (2) 入会申込内容に虚偽があった場合
- (3) 公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行った場合
- (4) 他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行った場合
- (5) 第7条に規定する年会費の支払いを怠った場合
- (6) この会則に違反する行為があった場合
- (7) 会員が反社会的勢力であると判断された場合

(8) その他会員として不適当であると弊社が認める場合

第 11 条（個人情報の取り扱い）

弊社は、会員の個人情報を、プライバシーポリシーに従って、取り扱うものとする。

第 12 条（サービス内容の変更）

弊社は、そのサービス内容を変更する場合には、1ヶ月前までに、当会ウェブサイトへの掲載をもって会員に通知するものとする。

第 13 条（サービスの中止及び運営の停止）

弊社は、次の各号の一に該当する場合、会員への予告なしに、サービスを中断し、又は弊社の運営を停止することができる。

- (1) 弊社が、その運営を維持するために、緊急の作業を行う場合
- (2) 弊社又は本会が天災、人災等による被害を被った場合
- (3) その他非常事態が起った場合

第 14 条（経理）

本会の経理及び運営は、弊社が責任をもって行うものとする。

第 15 条（規約の改正）

弊社は、本規約を改正する場合には、会員の同意（承諾）を得ることなく本規約の内容を変更できるものとし、その場合は本会ウェブサイトに掲載された時点から有効であるものとする。

第 16 条（補則）

この会則に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、弊社が別に定める。

第 17 条（管轄）

本会の利用に関し弊社と会員との間で生じる紛争の解決については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この会則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。